

## 事務費(センター業務委託料)規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）が仕事の発注者より徴収する事務費(包括的契約においては「センター業務委託料」。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務費又はセンター業務委託料の徴収)

第2条 事務費又はセンター業務委託料の徴収は、この法人が取り扱う仕事の引き受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費として徴収する。

2 事務費又はセンター業務委託料は仕事の見積総額に含め、仕事の完了の都度発注者からこの法人が徴収する。

(事務費又はセンター業務委託料の額)

第3条 事務費又はセンター業務委託料の額は、この法人運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。

2 前項の額は受注額(配分金又は会員業務委託料に相当する見積額)の7%から20%以内とし、理事会において別に定める。

(事務費又はセンター業務委託料の用途等)

第4条 事務費又はセンター業務委託料は、公益目的事業、共益事業及び法人の運営に要する経費に充当する。

2 共益事業及び法人の運営に要する経費に充当できる額は、事務費又はセンター業務委託料総額の50%以内とする。

3 前項の事務費又はセンター業務委託料収入は、共益事業会計及び法人会計に計上する。

(委任)

第5条 この規程に関し、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月29日から施行する。

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

この規程は、令和8年2月25日から施行する